

住民等の意見についての留意事項

大規模小売店舗の新設や変更の届出について、静岡市内に居住する住民等は、意見を述べるすることができます。

意見を述べる場合は、以下の点に留意して意見書を作成の上、市に提出してください。

○届出に関する情報

大規模小売店舗の新設や変更の届出を受理すると、市はその概要を公告（各区役所の掲示場への掲出）するとともに、届出書類を静岡市経済局商工部商業労政課及び出店予定地区役所の市政情報コーナーにおいて縦覧に供します。

また、届出から2月以内に届出者が説明会を開催しますので、この説明会への出席や届出書類の閲覧により、届出内容や届出者が周辺的生活環境の保持のためにどのような配慮を行おうとしているかについて、知ることができます。

○意見書の記載及び提出について

- 1 大規模小売店舗の新設等の届出内容について、周辺的生活環境の保持の見地からご意見をお書きください。
- 2 意見書の提出期限は、意見を述べようとする大規模小売店舗の届出が公告された日の翌日から起算して4カ月以内ですのでご注意ください。
- 3 以下のとおり意見書を作成し、下表のいずれかの方法により提出してください。

(1) 意見書の宛先：静岡市長

(2) 記載事項

- ① 意見を述べる者の氏名又は団体名(代表者氏名)及び住所
- ② 大規模小売店舗の名称
- ③ 意見の内容とその理由
- ④ 縦覧の際、氏名、住所を公開とするか否か

○意見の提出先 静岡市経済局商工部商業労政課

方法	宛先等
郵送・持参	〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号（清水庁舎5階）
ファクシミリ	054-354-2132
Eメール	shogyo@city.shizuoka.jp

○意見の公告と縦覧

提出いただいた意見は、概要を公告するとともに、意見書は縦覧に供されます。

このため意見書には、縦覧の際に住所及び氏名を公開して差し支えないか否かについて、記載していただいています。

(参考様式)

意見書

年 月 日

(あて先) 静岡市長

(住所・所在地)

(氏名・団体名)

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を提出します。

なお、下記の内容については、同法第8条第3項の規定により縦覧されることを了承します。

縦覧の際、住所(団体の場合は所在地)・氏名(団体の場合は団体名及び代表者名)については 公開・非公開 を希望します。

* 公開・非公開のどちらかに○をつけてください。

記

大規模小売店舗 の名称・所在地	(名 称) (所在地)
意見の対象となる生活環境保持のために配慮すべき事項	《交通関係・騒音関係・廃棄物関係・その他》
意見の内容	

